

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第13号

令和3年3月26日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年6月25日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩和
福島県監査委員 高橋 宏和
3財第172号
令和3年4月28日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男 様
福島県監査委員 佐竹 浩和
福島県監査委員 高橋 宏和

福島県知事 内堀 雅雄 閣

財政援助団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第359号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

財政援助団体等監査に係る措置状況について

監査対象団体 公立大学法人会津大学
監査対象年度 令和元年度
監査実施年月日 令和3年1月22日

| 指摘・勧告事項 | 措置状況 |
|---------|------|
| 「指摘事項」 | （原因） |

健康診断委託料の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

令和元年度各種健康診断委託料の支払いについて、令和元年11月実施分（委託料3,697,760円）については支払期限から3か月以上、令和2年1月実施分（委託料117,205円）については支払期限から2か月以上遅延して支払っており、遅延利息26,900円が発生している。

「是正又は改善の意見」

委託料の支払事務については、関係規程等に基づき、速やかに処理すること。

今般の事案は、担当職員の会計事務に関する理解不足及び事務処理状況の組織的なチェック体制が不十分であったことが原因です。

（処理状況）

今般の事案を受け、遅延利息も含めた委託料全額（3,841,865円）を令和2年6月1日に支出したことを確認しました。

また、再発防止を図るため、所属職員を対象とした会計事務研修やコンプライアンス関係研修の実施、支払関係書類の指定場所での保管の徹底、定期的ミーティングの開催を通じた上司による業務処理状況の確認、さらには、請求書の処理状況の上司による定期的なチェックなどに取り組んでいることを確認しました。

（今後の対応）

当該法人が関係法令に基づき適正に事務処理を行うよう指導してまいります。

（監査総務課）